

|            |   |              |             |
|------------|---|--------------|-------------|
| 会 議 録      |   | 令和7年12月25日作成 | 令和11年3月末日廃棄 |
| 会議名        | 京都府下京警察署協議会（令和7年度第3回）   |              |             |
| 開催日        | 令和7年12月12日（金曜日）   |              |             |
| 時 間        | 午後1時30分から午後2時45分までの間（75分）   |              |             |
| 場 所        | 京都府下京警察署 講堂   |              |             |
| 出席者        | 冨江会長、宮田副会長、山田由委員、大下委員、鈴木委員、内藤委員、<br>和田委員、山田守委員、若林委員、小出委員、山崎委員 計11人  |              |             |
|            | 署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、<br>交通課長、警備課長、サイバー対策係補佐、広聴相談係長 計11人   |              |             |
| 諮 問<br>事 項 | 1 自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入について<br>2 警衛について  |              |             |
| 会 議<br>内 容 | 1 署長挨拶 司会 副署長<br>2 会長挨拶<br>3 協議 司会 副会長<br>(1) 諮問事項説明<br>自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入について～交通課長<br><b>【委員】</b> 罰則は、もっと厳しいのかと思っていた。自転車はよく利用するので注意<br>したいと感じた。<br><b>【委員】</b> 堀川松原交差点で見守り活動をしているとき、赤信号から青信号に変わると<br>一斉に自転車が走り出して子供たちの横を通過するのが怖いと感じる。<br><b>【警察】</b> 今後の通学時間帯における監視活動場所として対応していく。<br><b>【委員】</b> 二点質問がある。一点目は、ヘルメット未着用は交通違反になるのか。二<br>点目は、16歳からが取締対象とのことであるが一部は14歳以上もあるのはど<br>ういう意味か。<br><b>【警察】</b> 一点目のヘルメット着用については努力義務である。自転車利用者には努<br>力義務だから着用しないと考える人、また、努力義務だから着用すると考える<br>人と分けられると思われるが、現在のヘルメット着用率が約10パーセントで<br>あり、自転車の交通事故で亡くなる方の大半がヘルメット未着用である<br>現状から、罰則のない努力義務であるが、「努力義務だから着用してください」<br>という広報を続けていきたいと考えている。<br>二点目については、運転の免許を受けることができる16歳以上の者が青切 |              |             |

符（交通反則通告制度）の対象者になると法令で定められているが、当然、それ以下の年齢の者でも自転車に乗車することができる。例えば15歳の者が踏切の違反をした場合、現状の赤切符の手続となり、いきなり刑事手続に入っていくことがある。極端な例であるが、15歳の者が酒気帯びで自転車を運転すれば警察は事件化する。青切符対応の年齢でないから何もしないということではなく、赤切符で刑事手続を進めていく中で14歳以上の者も自転車講習の対象となるということである。

【委員】 三点伺う。一点目は、違反者の特定はどのようにされるのか。外国人がレンタサイクルで違反した場合に切符を切られても、帰国されたら終わりと思うがどう対応するのか。二点目は、一方通行道路の左右を好きに走行しているのを見かける。私の勤務場所が御幸町通の近くにあり道路脇の白線内側を自転車が走っているのを見掛けるが良いのか。三点目は、歩車分離信号で、自転車が車の信号に従っている時に自動車の運転手と言い争っていることがあるがその場合の対応はどうしているのか。

【警察】 一点目の違反者の人定は、運転免許証やマイナンバーカード、学生証、在留カードやパスポートで確認する。外国の方が帰国すればどうするのかという点については、お願いベースであるが「即日払い込んでください」と反則金を納付してから帰国していただくというのが現状の取扱いである。二点目の一方通行についてであるが、当署管内は一方通行規制も多いが「自転車を除く」という規制になっていると思われる。当然、車両は道路の左側を走っていただくということになる。委員の言われた道路端の白線であるが、歩道ではなく路側帯といって幅員が狭く段差をつけたり歩道が設けられない道路に白線を引いて歩行者の通行の用に供す場所としているもので、2本の白線で表示された歩行者用路側帯を除き、道路左側の白線内側も自転車通行可となる。ただし、歩行者がいるのにスピードを出せば危険であり、その点は注意していただくよう広報していきたいと考えている。三点目の、歩車分離信号の件であるが、自転車は車両であり基本的には車両用の信号に従っていただくことになっている。ただ、歩行者用信号をよく見ていただくと、歩行者用、自転車用と併せて書いている信号があり、その場合にはその信号に従っていただくことになる。また、交差点で自転車横断帯がある場所とない場所では自転車の走り方も変わるため道路交通環境整備を含めた分かりやすい対応策を考える必要があると感じている。

【委員】 自転車から降りて押していれば歩行者扱いになるのか。

【警察】 歩行者となる。

【委員】 下京区役所としては自転車を多く使う事業所であり職員に講習などを行い安全対策したいと考えている。以前、京都市で自転車政策に携わった経験から一般の人がルールをよく知らないという現状である。私の子供が友達と並走っていて注意されたこともあり行政と警察と連携して利用者全体へのマナーの周知と教育を進めていきたいと考えている。

【委員】 自転車用信号のある新町五条交差点を歩いていて自転車が危ないと歩行者

会 議  
内 容

の立場で感じたこともあり自分が自転車で走る際は注意が必要だと思った。ケアマネージャーをしているが、80代～90代の認知症高齢者でも自転車に乗っておられる方はまだまだおられる。ルールを理解している方は良いが伝えてもすぐに忘れる方や何度繰り返し伝えても理解できない人もあり、そういう方が青切符を切られていくと違反がだんだん溜まり担当ケアマネージャーが困ってくるが出てくると思う。また、ケアマネージャーにかかっていない認知症高齢者も地域住民にはおられ、そういう方々への対応など地域全体で困ったことが出てくるのではないかと心配している。

【委員】私は自転車に乗ると車道を走るが、歩行者信号の横にある歩行者・自転車という標識が夜間は全く見えない。急いでいると衝突するのではないかなと思うくらいである。自動車のヘッドライトで反射するのかもしれないが自転車のライトでは光が弱く届かない。夜間でも見やすいものにしていく対応が必要ではないか。

【警察】警察としては自転車は原則、車道通行とする方針であり、基本的には自転車横断帯の撤去に合わせて歩行者用信号機横の歩行者・自転車専用の標示板も撤去している。予算上のこともあり徐々に変更していくという実情であり御理解いただきたい。

【委員】配布資料を自宅に帰って子供たちと見直して少しずつ勉強し理解したいと感じた。

【委員】私は、自動車も自転車も利用するが、自動車で信号待ちした際に横に自転車が並ぶと気になる。青信号に変わると衝突すると怖いので先に行ってくれないかなと思う。逆に自転車の時には自動車が怖く邪魔に感じる。それぞれ運転するときにはその立場になって注意する必要があると思っている。

【委員】学校勤務であるが、来春3月になれば自転車通学者に対する講習を行うことになっている。私自身もヘルメットは持っているが着用しない場合もあるので気を付けたい。また、子供たちに対しては学校が自転車通学を許可するので、免許証と同様に10問～30問程度のテストを行い、合格した者しか許可しないなどの対応も必要になるのかと思っている。今後、参考となることがあれば教示願いたい。

【委員】自転車の取締りはキックボードの取締りと同じなのか。最近は利用者が連なってかなりのスピードで走っているのを見るが現場を押さえないと取り締まれないのか。

【警察】今回は自転車が青切符の対象となるという説明をした。特定小型原動機付自転車は、すでに交通反則通告制度の対象であり、青切符や赤切符で対応している。特定小型電動機付自転車をシェアサービスしている会社に対し、警察と連携し、借りる際のテストを難しくしたりアプリケーションをアップデートするなどの対応を申し入れて利用者が正しく運転できるように対策を講じている。ただ住民の方からは、「無茶苦茶な運転をしている」といった申出もあり当署としては適切に取締りを行い、対応していきたいと考えているので御理解いただきたい。

(2) 諮問事項説明

警衛について～警備課長

【委員】七条通を通過されるときに、私も写真撮影することができた。

【警察】参考であるが、警衛警備の実施時に沿道の通過時間など質問されることが多々ある。交通規制によって日常生活に影響すると思うが、安全対策上公表できない場合もあることを御理解いただきたい。

(3) その他

【委員】以前、警察署協議会の開催時間は2時間程あったと思うが今日は1時間半ほどで短くなったと感じたが何かあるのか。

【警察】特に短くしたということはない。

【委員】現在、仏光寺交番が建替工事中であるが、近隣のホテル建設と重なり子供の通学路ということもあって地域としては事故など心配しているがその点についてのサポートはあるのか。

【警察】仏光寺交番の業務は当署に勤務員を配置して行っている。仏光寺交番の場所と距離的にそれほど離れておらずこれまでどおりの署外活動を実施している。ホテル建設現場を巡る安全活動に関しては、その周辺の一時的な安全対策は工事の主体者が行うべきものであるが、当然ながら混雑している等その時々々の道路情勢によっては警察の指導力が必要な場合もありしっかりサポートするように仏光寺交番を始めとする警察官を運用しながら安全確保に努めていく。

4 事務連絡

令和7年度第4回京都府下京警察署協議会は、令和8年2月中旬に実施予定である。

以上

会 議  
内 容

### 第3回京都府下京警察署協議会の開催状況

